

「畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する 検討部会報告書」の公表

消防庁では、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、貯水施設、排水処理施設及び発酵槽における消防用設備等の特例基準について、安全の確保を前提に、「畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会」（座長：関澤愛東京理科大学総合研究院・火災科学研究所教授）において検討を行いました。

このことについて、今般、報告書がとりまとめられましたので公表します。

1 報告書のポイント

- 現行の畜舎等における消防用設備等の特例基準では、畜舎、堆肥舎及び関連施設（搾乳施設及び畜舎に付随する集乳施設）で防火上、避難上、延焼防止上の一定の要件を満たすものは、屋内消火栓設備などの消火設備や警報設備、避難設備といった消防用設備等を原則不要とする特例基準の対象としています。
- 本検討部会における検討の結果、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、貯水施設、排水処理施設及び発酵槽についても、次に掲げることを条件として、畜舎等における消防用設備等の特例基準の対象に追加すべきであるとされました。

<求める条件>

- 防火上及び避難上支障がないこと。（例：平屋建て、不特定多数の利用がないもの）
- 周囲の状況に関し延焼防止上支障がないこと。（例：周囲6メートル以内に建築物又は工作物が存しないもの）
- その管理について権原を有する者が畜舎の管理について権原を有する者と同ーであること。
- 畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫については、保管される物資等が次の①～⑪に掲げる物資等に限られるものであること。また、次の①～⑦に掲げる物資を保管する部分と次の⑧に掲げる車両を保管する部分とを間仕切壁又は戸によって隔てること。

- ① 飼料
- ② 敷料
- ③ 飼育ケージ、動物用医薬品その他の家畜の飼養管理に必要なもの
- ④ 肥料、農薬その他の飼料の生産に必要なもの
- ⑤ もみ殻、おがくずその他の家畜排せつ物の処理又は保管に必要なもの
- ⑥ 消毒薬、消毒設備（消毒薬噴霧装置、消毒マットその他これらに準ずる設備をいう。）その他の家畜の伝染性疾患の発生予防又はまん延防止に必要なもの
- ⑦ 畜舎等又はその設備の維持に必要な資材又は工具

- ⑧ 農業用トラクター、トラクターショベルその他の畜産経営に必要な車両
- ⑨ ⑧に掲げる車両の燃料（消防法（昭和23年法律第186号）第9条の4に定める指定数量の5分の1未満のものに限る。）
- ⑩ ⑧に掲げる車両の修理又は整備に必要な部品又は機械器具
- ⑪ ⑧に掲げる車両にけん引される農業用機械器

- 新たに特例基準の対象に追加すべきであるとされた、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、貯水施設、排水処理施設及び発酵槽における消防用設備等の特例基準の内容については、次のとおりとされました。

<保管庫>

屋内消火栓設備などの消火設備や警報設備、避難設備といった消防用設備等を原則不要とすべきである。

ただし、保管庫で 3,000 m³を超えるものについては、火災初期の段階を過ぎた場合の火災拡大の危険性や消火の困難性に鑑み、屋内消火栓設備、屋外消火栓設備[※]及び消防用水を原則どおり設置すべきである。

※ 屋外消火栓設備の有効範囲内の部分については、屋内消火栓設備の設置を要しないこととすべきである。また、動力消防ポンプ設備を設けた場合は、その有効範囲内の部分について、屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備の設置を要しないこととすべきである。

<貯水施設、排水処理施設及び発酵槽>

屋内消火栓設備などの消火設備や警報設備、避難設備といった消防用設備等を原則不要とすべきである。

2 今後の予定

- 本報告書を踏まえ、消防庁は、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、貯水施設、排水処理施設及び発酵槽における消防用設備等の特例基準を見直し、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）及び関係告示について改正を行う予定です。

3 その他

報告書の全文は、消防庁ホームページに掲載します。

(https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-124.html)



【問い合わせ先】

消防庁予防課 千葉、関、佐藤
TEL : 03-5253-7523 (直通)